

多重債務者対策本部有識者会議資料

# 秋田県小規模事業者の資金調達の現状について

平成20年12月2日  
秋田県商工会連合会

# 1. 秋田県内商工会の概要

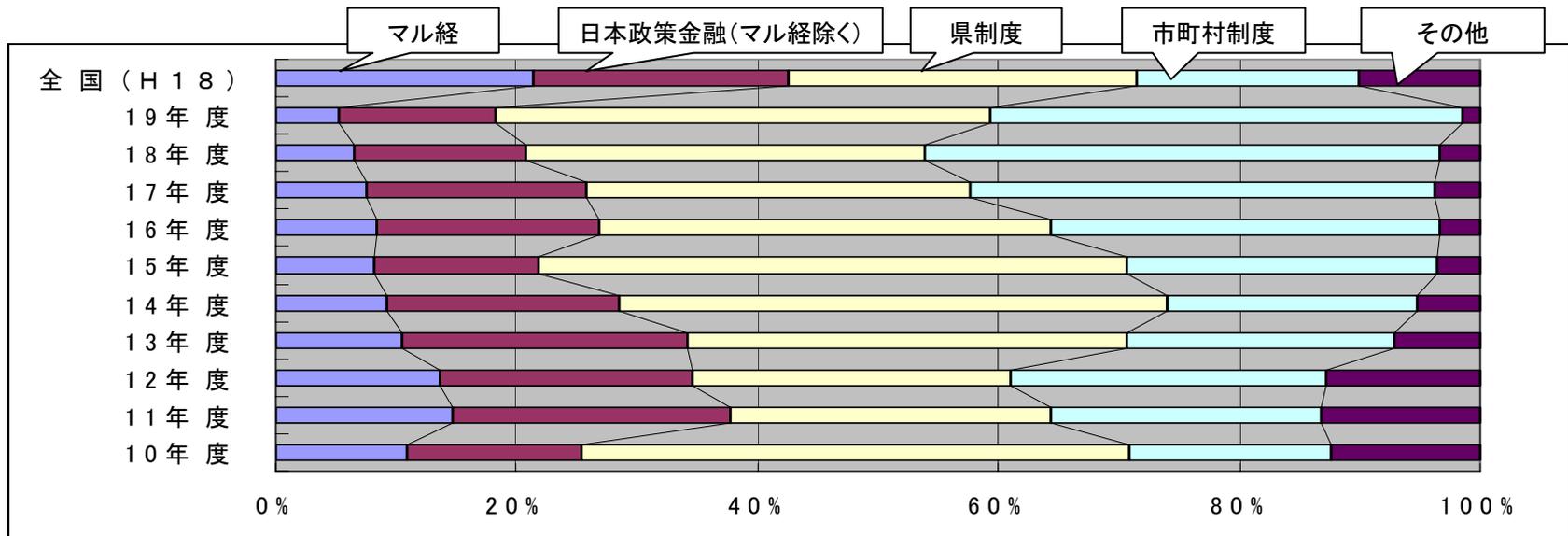
1. 商工会等数                      平成13年64会 → 平成20年23会  
     役員数 653名                  職員数 278名                  事務所数62カ所
  
2. 商工業者等数(平成20年4月1日現在)  
     商工業者数(a) 25,921人      小規模事業者数 23,853人(92.0%)  
     会員数        (b) 15,425人      組織率(b/a) 59.5%
  
3. 会員の特徴
 

組織形態	法人会員	5,400社(35.0%)	個人会員	10,025人(65.0%)
従業員規模	0人	6,987人(45.3%)	1~20人	7,659人(49.7%)
業種別	卸小売業	4,883人(31.7%)	建設業	3,859人(25.0%)
	サービス業	2,324人(15.1%)	製造業	2,218人(14.4%)
  
4. 事業所の状況(平成19年度「会員アンケート」から)  
     実施時期:平成19年8月      調査対象:30商工会300名      回収率49.7%  
     【事業所の悩みワースト3】  
         1位売上減(36.2%)    2位利益率減少(16.1%)    3位先行き不安(14.8%)
  
5. 平成19年度確定申告の状況  
     記帳指導対象者4,167人    納税無し 2,806人(67.3%)
  
6. 事業実施上の重点目標  
     「儲かる企業づくり支援」「元気のある地域づくり」

## 2. 商工会金融斡旋の制度別推移

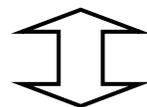
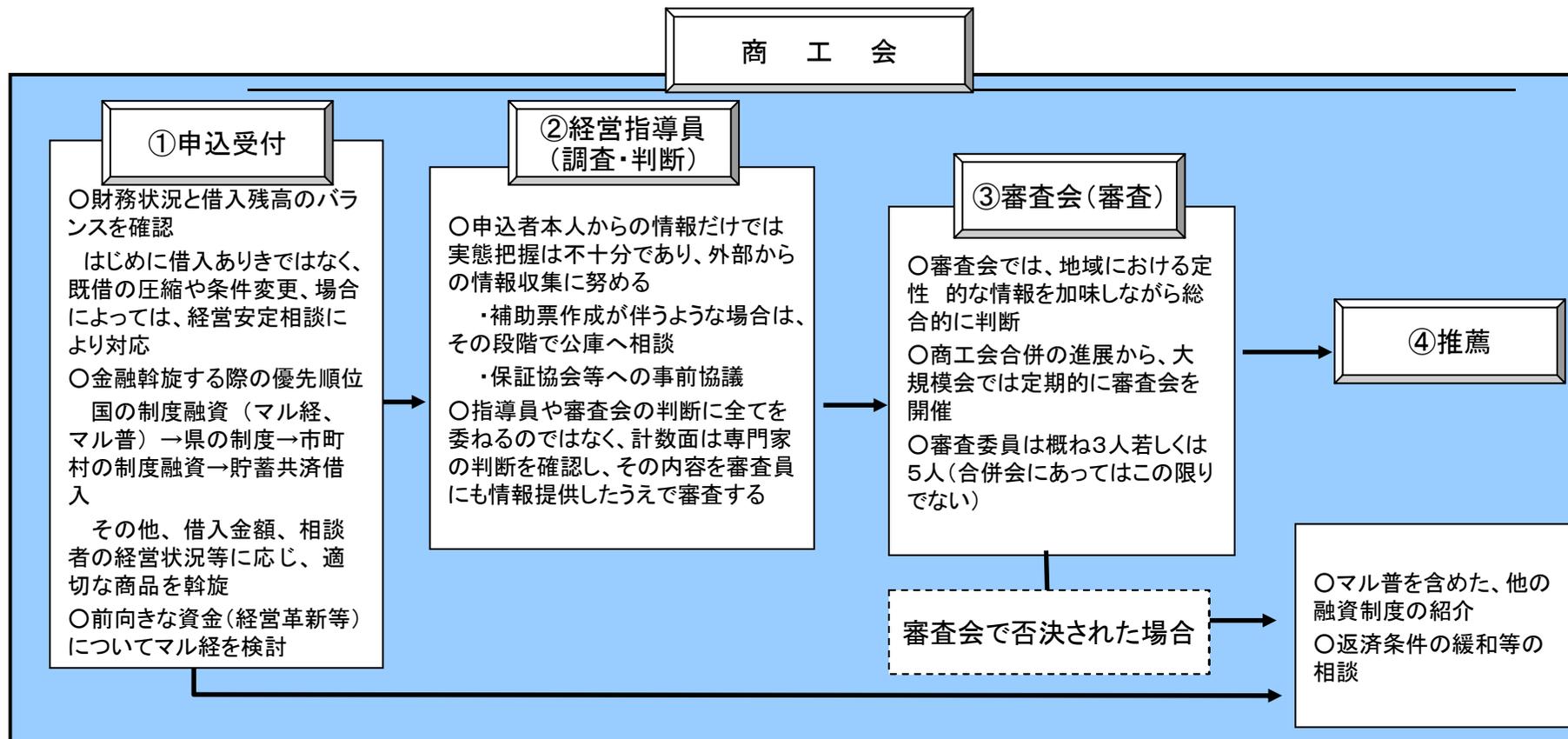
貸付総額 (百万円)	マル経	日本政策金融 (マル経除く)	県制度	市町村制度	その他	合計
19年度	982	2,499	7,847	7,467	293	19,089
18年度	1,098	2,369	5,579	7,182	560	16,788
17年度	1,217	2,949	5,112	6,202	614	16,094
16年度	1,437	3,143	6,429	5,527	576	17,112
15年度	1,785	2,977	10,688	5,659	774	21,883
14年度	1,922	4,027	9,516	4,335	1,093	20,892
13年度	2,161	4,945	7,582	4,604	1,484	20,777
12年度	2,349	3,628	4,576	4,513	2,206	17,273
11年度	2,532	4,018	4,618	3,878	2,293	17,340
10年度	2,996	3,967	12,505	4,625	3,420	27,513

資料：秋田県商工会連合会及び全国商工会連合会実態調査



(注) 全国は平成18年度における商工会全体の数値

### 3. 金融斡旋の流れ（マル経融資推薦時）

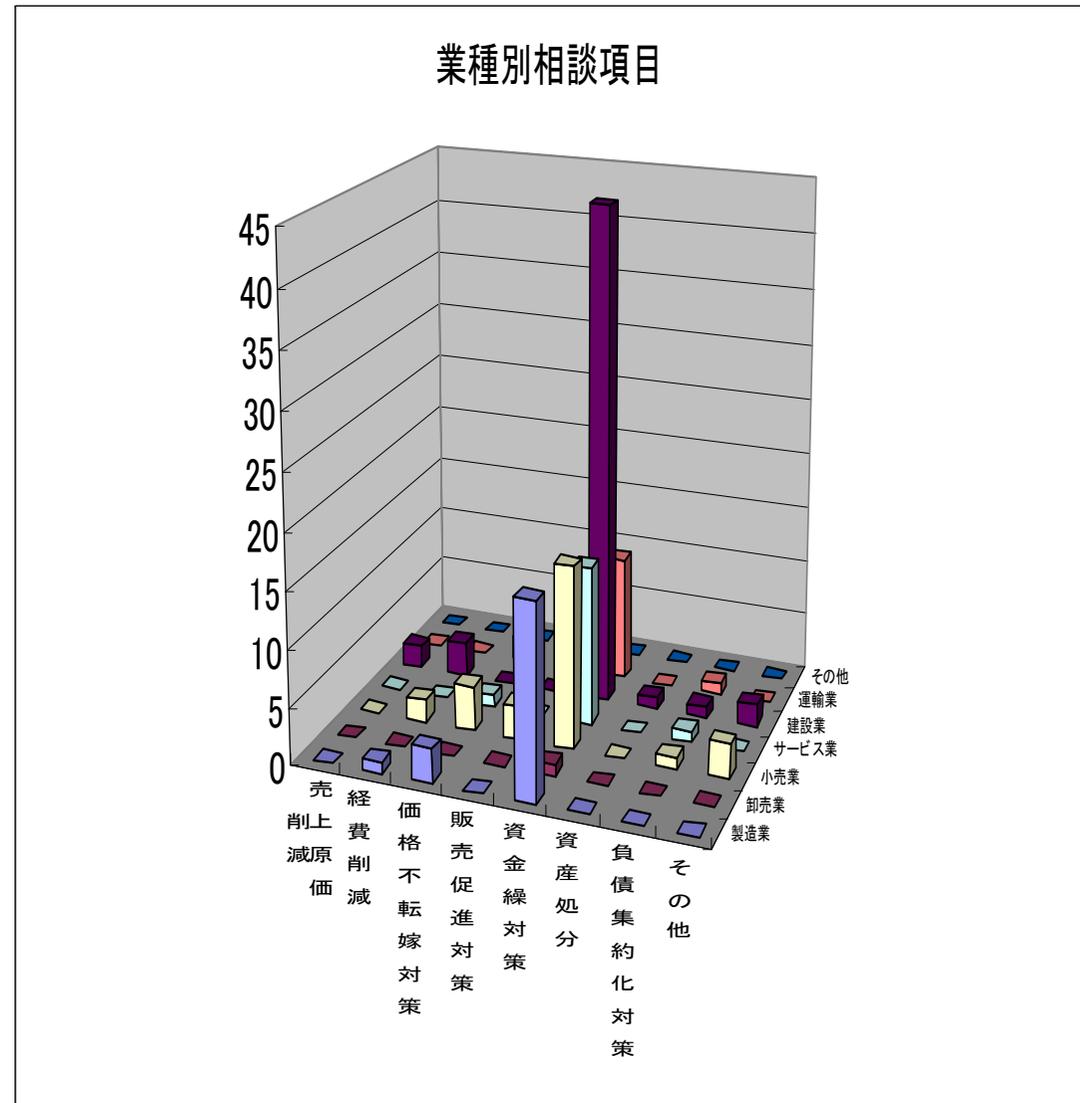
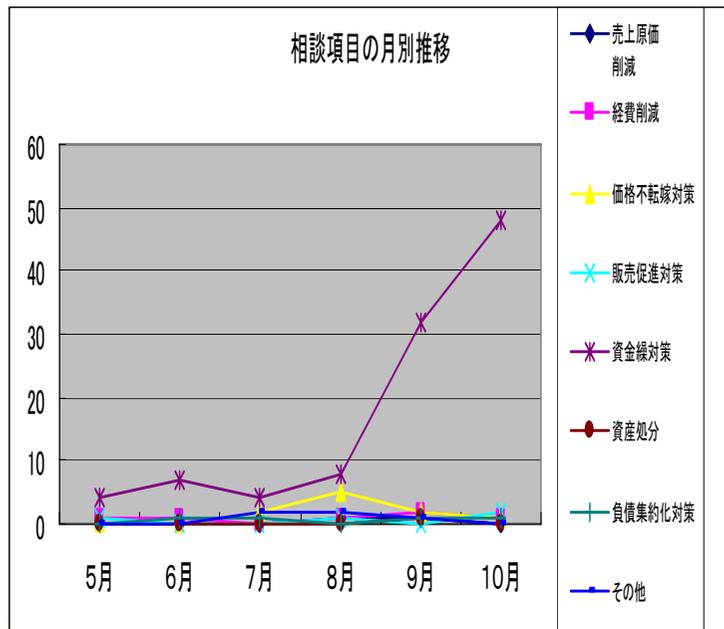
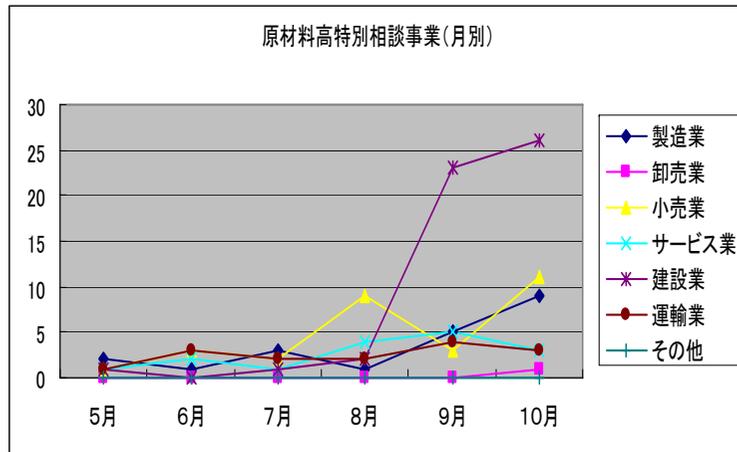


【連携】

(株) 日本政策金融公庫・地銀・信金・信組

# 4. 最近の相談の傾向

売上減少と利益率圧迫で経営安定特別相談事業（倒産防止特別相談事業）が激増



## 5. 指導事例 1

事例（小売業、年商約 1 億 7 千万円）

### 【相談内容】

長男が経営放棄した本事業を父親が引き継いだ、多額の借入金 1500 万円と税金滞納（660 万円）があり、資金繰りが窮屈で、消費者金融（2 社約 200 万円）に手を出し、毎月利息のみを支払っているが、債務を整理し、資金繰りの円滑化を図りたい。

### 【対応】

地元商工会経営指導員からの「経営安定特別相談申込」を受付けて、商工会と県連合会で状況を整理し、課題にあわせた専門家を 2 回派遣した。

- （1）弁護士・・・過払請求の可能性について
- （2）商工調停士・・・既存借入金の本化について

### 【結論】

- （1）弁護士に依頼し、消費者金融の借入金の整理にとり組むべき。
- （2）税金滞納がネックになり、借入金の集約は難しい。

早期の納税滞納金返済と、経営者の経営改善努力が解決に繋がるとして現在、商工会と継続支援中である。

## 5. 指導事例 2

事例（板金塗装業、年商約2000万円）

### 【相談内容】

金融機関から融資を受けて営業していたが度重なる資金繰り難から、生活苦に陥り、家族全員が多重債務に陥った。債務整理を行いたい。

### 【対応】

当初、現在保有している金融機関債務の集約を図る方向で着手したが、詳細を丁寧に聞き取りしたところ次の事情が判明した。

金融機関からの借入金1600万円のほかに本人、妻、長男等の名義で計1000万円の高利分の存在を確認した。

専門家派遣事業で弁護士相談を実施した結果、過払い金請求手続を行うこととした。

### 【結果】

過払い合計額がおよそ1300万円程度で、高利の残債は全て無くなった。

さらに、約300万円が本人たちの手元に戻り、弁護士報酬を払い、残額を運転資金として利用した。

### 【本人談】

「毎日、昼夜問わず、請求の電話等連絡が絶えなかった、自己破産する事だけを考えていたが、事業を継続する事ができ、大変感謝している。中々、全てをさらけ出して相談する事が今までできなかったが、商工会の言うとおりに、もっと早くに対処していれば良かった。営業自体は薄利ではあるが利益計上できており、今後も継続指導をいただきたいと考えている。」

## 6. 経営安定相談の留意事項

### 1. 巡回訪問

日常の巡回訪問時に、店舗や事業所の状況はもちろん、経営者や家族の顔色や郵便物や電話、訪問人物などに異常がないか点検する。

### 2. 情報収集

事業者は資金繰り不安定を恥じ、地域内にその情報が流れ事業に影響がでることを嫌うため、最後まで一人で解決しようとするため、相談時には状況が悪化しているケースが多い。早期相談を促すために「経営なんでもアンケート」やチラシ配布などで気軽に相談できる雰囲気作りに努める。

### 3. 相談時

相談場所は、相談者の自宅か他者に覺られない場所を選び、本人と家族、商工会や関係機関など身近な範囲で、課題解決の方向性を検討する。

### 4. 対応時

上記の方向性に基づき、専門家を入れて解決策の実施を行う。

### 5. フォロー

解決後1年程度は重点支援事業所として定期的に巡回訪問を行い、再び同じ状況に陥らないように注意を払う。